

五泉市建設工事郵便入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、五泉市が発注する建設工事について郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札の対象工事は、五泉市建設工事一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の内、市長が指定したものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、前条に掲げる工事に係る告示において、次の各号に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他必要と認める事項

(入札参加資格)

第4条 郵便入札に参加しようとする者の入札参加資格要件は五泉市建設工事一般競争入札試行要綱(以下「一般競争入札試行要綱」という。)第4条の規定を準用する。

(入札回数)

第5条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札書等の郵送方法)

第6条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書及び必要とされた場合の工事費内訳書をあらかじめ指定する期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は封筒(別記第1号様式)を用いることとし、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札書の保管等)

第7条 市長は、入札書及び工事費内訳書が到達したときは、開札日時まで財政課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書及び工事費内訳書は、撤回又は差替えをすることができない。

(無効の入札)

第8条 一般競争入札試行要綱第8条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第6条に規定する郵送方法によらない入札
- (2) 指定した入札書の到達期限までに到達しなかった入札

(開札の立会)

第9条 市長は、郵便入札に付した場合は、当該工事に係る郵便入札参加者のうち開札の立会人をあらかじめ2名選任し、選任されたものが立会わなければならない。

2 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することはできないこ

ととする。

- 3 立会いは、選任された入札参加者又はこの者から委任を受けた代理人が行うこととする。
- 4 開札日時になっても立会人が2名とも参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立ち会うこととする。

(開札)

第10条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 市長は開札において五泉市契約事務規則(平成18年五泉市規則第49号。以下「規則」という。)第25条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行なったものを落札候補者として決定する。
- 3 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、あらかじめ当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、当該入札参加者全員が立会人に選任され、現に立会を行っている入札参加者である場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。
- 4 前項の場合において、くじ引きを辞退することはできないものとし、当該同価格入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札候補者への通知等)

第11条 市長は前条第2項及び第3項の規定により落札候補者を決定したら、速やかにその旨を当該落札候補者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた落札候補者は通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に公告で示した入札参加資格要件に該当することができる書類を持参により市長に提出しなければならない。(第2号様式)

(入札参加資格の審査等)

第12条 市長は、前条第2項の書類の提出があったときは、入札参加資格要件の有無について審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果を受け、入札参加資格要件の該当の有無を決定したときは、速やかに書面により落札候補者に通知するものとする。(別記第3号様式)
- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格要件に該当する旨の連絡を受けた落札候補者が落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を書面により通知するものとする。(別記第4号様式)
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件に該当しなかったとき又は前項の規定により落札候補者が入札参加資格要件に該当しなくなったときは、当該落札候補者の次に低い価格の入札を行なったものを落札候補者として決定し、前条の規定に準じて通知を行い、必要な書類を提出させるものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第13条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとし、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

- 2 開札前に中止とした場合には、当該入札書は開封せずに返送するものとし、開札後に無効又は取消しとなった入札書については返却しないものとする。
- 3 開札前に延期となった場合は、送付された郵便入札書は開封せず、あらかじめ決定される開札日まで、財政課において厳重に保管するものとする。

4 第2項の場合において、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの外必要な事項は、別に定める。

附 則

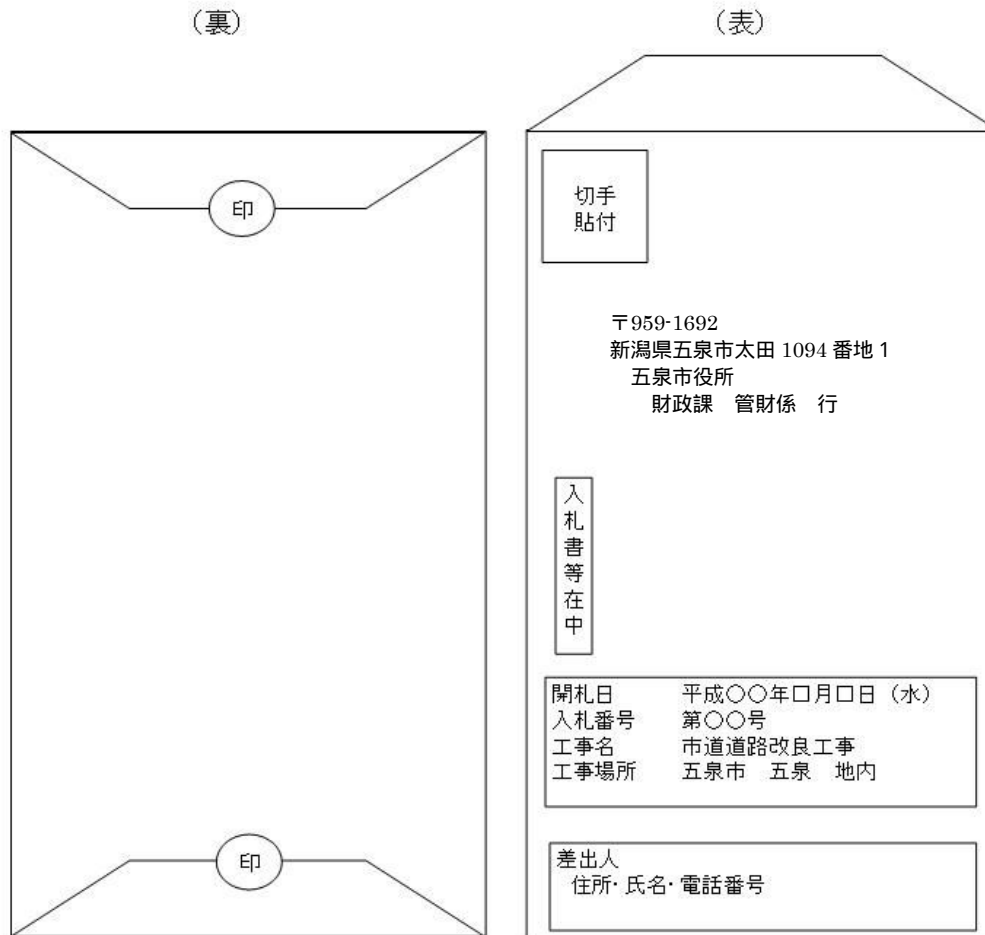
この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

郵便封筒の様式



送付する前にご確認ください。

- 1 入札書、工事費内訳書は入っているか。
- 2 工事等名称や金額の記載に誤りがないか。
- 3 入札書と工事費内訳書の金額が一致しているか。
- 4 記載もれや押印もれはないか。
- 5 期限までに届くようになっているか。

別記第2号様式(第11条関係)

年 月 日

五泉市長

様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

五泉市一般競争入札参加資格確認申請書

1 入札参加工事名等

公告日	平成 年 月 日	工事番号	第 号
工事名			

2 入札参加資格で求める施工実績(契約書の写しを添付、五泉市発注工事については不要)

工事名			
発注者			
最終請負金額			
受注形態	単体 ・ J v (代表・非代表 %)		
工事概要			

3 主任(監理)技術者の資格・工事経験(資格免許等の写しを添付すること。)

技術者氏名		生年月日	
資格免許	(第 号)		
工事名			
従事役職		発注者	
最終請負金額			
受注形態	単体 ・ j v (代表・非代表 %)		
工事概要			

4 その他添付書類

(1) 経営事項審査結果通知書の写し

(注意事項)

公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。

最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、()に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。

JVで申請する場合は、構成員ごとに作成して提出すること。また、協定書の写しを添付すること。

別記第3号様式（第12条関係）

年 月 日

入札参加資格審査結果通知書

様

五泉市長

印

先に申請のあった五泉市建設工事一般競争入札の入札参加資格に係る審査結果について、五泉市建設工事郵便入札試行要領第12条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 対象工事

公告日	平成	年	月	日
工事番号	第	号		
工事名				

2 審査結果

資格あり

入札参加資格を有していると認め、落札者と決定したので、契約（仮契約）の手続きをお願いします。

審査結果

資格なし

入札参加資格を満たしていませんので、失格とします。

（理由）

（注）本通知書について異議がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。

苦情の申立てを行う場合は、本通知書を受理した日の翌日から起算して5日（五泉市の休日 を定める条例（平成18年五泉市条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。

別記第4号様式（第12条関係）

年 月 日

入札参加資格取消決定通知書

様

五泉市長

印

先に通知した入札参加資格審査結果により通知した入札参加資格については、下記の理由により入札資格を取消すので通知いたします。

記

1 理由

2 対象工事等

公告日	平成	年	月	日
工事番号	第	号		
工事名				